8月の家庭ごみ収集

問循環型社会推進課☎㉚9133

8月13日㈬～16日㈯の間も、通常通り家庭ごみの収集を行います。ごみは正しく分別し、次のとおり、決められた時間までにごみ置き場に持ち出すようにしてください。

【廿日市・大野地域】
7時30分まで

【佐伯・吉和地域】
8時まで

広島県景観会議「景観づくり大賞」巡回パネル展

問都市計画課☎㉚9190

ふるさと広島の持つ優れた景観を収めた写真の展示を行います。

とき 8月1日㈮～7日㈭

ところ 市役所1階市民ホール

8月は人権強調月間です 気軽に相談してください

問人権・市民生活課☎㉚9136

少しでも気になることや心配なことがあれば、1人で悩まず相談してください。

①人権に関する相談窓口（人権に関する困りごとなど）
みんなの人権110番（全国共通）☎0570（003）110

②子どもの相談窓口（いじめ、体罰、虐待など）
●こどもの人権110番（全国共通・無料）☎0120（007）110（フリーダイヤル）
●LINEじんけん相談
二次元コードを読み取り、友だち追加して、相談してください。

③女性に関する相談窓口
女性の人権ホットライン
☎0570（070）810

④外国人の相談窓口（日常生活での困りごとなど）
外国語人権相談ダイヤル
☎0570（090）911

⑤LGBTに関する相談窓口
エソール広島（LGBT相談専用電話）
☎082（207）3130

受け付け日時
①②③月～金曜日8時30分～17時15分
④月～金曜日9時～17時
⑤土曜日10時～16時
※①～⑤全て祝・休日、年末年始を除く

ハーツくん号を派遣します

問循環型社会推進課☎㉚9133

道路や公園などのボランティア清掃に、せん定枝を破砕して資源化する車両（ハーツくん号）を派遣します。せん定枝がある場合は循環型社会推進課まで連絡してください。

注意事項
・土や石は破砕機が壊れる恐れがあるので、必ず取り除いてください。
・竹や笹、松、シュロ、ソテツ、ツタ状のもの、根株、葉が多いものは資源化できません。
30㎝未満に切ってボランティア清掃用ごみ袋に入れてください。

建物などに関する補助があります

問建築指導課☎㉚9191

詳しくは建築指導課まで問い合わせてください。

①木造住宅耐震化工事費
木造住宅の耐震化工事費の一部を補助します。（先着順）

対 象 昭和56年5月31日以前に建築された個人所有の木造2階建て以下の一戸建て住宅

②子育て世帯向け住宅耐震改修費
2階建て以下の一戸建て住宅で、耐震性が不足するものの耐震改修、建て替え、除却工事のほか、耐震シェルターや耐震ベッドの設置工事

③木造住宅耐震診断（無料）
現地調査を行い、地震に対する安全性を評価します。（先着順）

対 象 昭和56年5月31日以前に建築された個人所有の木造2階建て以下の一戸建て住宅

④ブロック塀の除却・建て替え費用

対 象 次の全てを満たすブロック塀（先着順）
・個人所有のもので道路に面するもの
・道路面からの高さが0.6m以上のもの（擁壁の上に設置されている場合は、塀の部分の高さが0.6m以上のもの）
・安全性が確認できないもの
・適法に築造されたもの

◆①～③共通
申込期限 9月30日㈫（必着）

④土砂災害対策改修費用

対 象 土砂災害特別警戒区域内の既存住宅などで構造耐力上安全でないもの

⑤危険住宅移転費用

対 象 次のいずれかの区域にある既存不適格建築物の除却または移転を行う住宅
・条例に基づき指定した災害危険区域内
・条例で建築を制限されている区域内
・土砂災害特別警戒区域内

福祉・介護

児童扶養手当を受給する人は

問こども課☎㉚9153

現況届で、児童の養育状況と所得などを確認し、11月から令和8年10月までの受給資格を認定します。添付書類と児童扶養手当証書を必ず提出してください。現況届を提出せず2年経過すると、受給権を失います。

※支給停止となっている人も現況届の提出が必要です

※児童扶養手当を受給し始めてから5年が経過した人などは一部支給停止適用除外の届け出も必要です

※8月8日㈮・21日㈭は20時まで受け付け（こども課のみ）

※8月5日㈫・29日㈮10時～15時30分はハローワークの相談窓口を設置（こども課のみ）

受付場所 山崎本社 みんなのあいプラザ1階こども課、各支所福祉担当（郵送不可）

いきいき健康体操

問高齢介護課☎㉚9167

廿日市市老人クラブ連合会廿日市支部では、誰でもできる簡単な健康体操を実施しています。

とき ①8月6日㈬②20日㈬各10時～11時30分

ところ 山崎本社 みんなのあいプラザ多目的ホール

対 象 市在住で65歳以上の人

定 員 各80人（当日先着順）

薬を飲んで気になる症状があるときは

問保険課☎㉚9159

多くの薬を服用することにより副作用が起きたり、きちんと薬が飲めなくなった状態のことをポリファーマシーといいます。

医師や薬剤師に相談
薬を飲んでいて「ふらつきやめまいがある、食欲が低下する」など気になる症状がある場合は医師や薬剤師に相談してください。気になる症状があっても、自分の判断で薬をやめたり、減らしたりはしないでください。急にやめると症状が悪化するなどの副作用が起きることがあります。

お薬手帳の活用
お薬手帳は医療機関ごとに分けるのでなく一冊にまとめ、緊急時に備えて携帯しましょう。

国民健康保険に入っている人へ
健康の保持増進および医療費の適正化（抑制）を推進するため、重複・多剤服薬などの可能性がある被保険者に通知を送付します。通知を受け取った人は、医師や薬剤師に相談をしてください。

国民健康保険 一部負担金減免

問保険課☎㉚9159

医療機関の窓口で支払う一部負担金を減額または免除する制度があります。

対 象 次の①または②を満たし、生活に困っている人

申請期限 原因が生じてから6カ月以内

※実際の要件は世帯ごとに異なりますので、まずは収入や預貯金の額が分かる資料を持って相談してください

※収入によって減免の割合は異なります

①入院治療の場合
直近3カ月の収入が昨年中の収入と比べて大きく減少し、基準生活費※の130％以内で、預貯金の保有額が基準生活費の3カ月分以下の額しかない人

※基準生活費は生活保護法による生活保護基準表を参考にします

②外来治療の場合
入院治療の場合の要件に該当し、災害や貧困などの理由で国民健康保険税が減免されている人

柔道整復・はり・きゅう・マッサージの適正受診

問保険課☎㉚9159

病気の治療を目的に医師の同意を得て行われる施術は保険を使うことができますが、保険の対象とならない施術を受けた場合は、全額自己負担になります。次の内容を確認して適正に受診してください。

保険の対象となる施術

柔道整復
整骨院や接骨院で受ける骨折、脱臼、打撲、捻挫および肉ばなれの治療で医師の同意を得た施術

はり・きゅう
主に神経痛、リウマチ、五十肩、頸腕症候群、腰痛症、頸椎捻挫後遺症などの慢性的な痛みを主症とする疾患で医師の同意書などの交付を受けた施術

マッサージ
筋麻痺や関節拘縮などの治療で医師の同意書などの交付を受けた施術

注意事項 保険を使うには、あらかじめ医師の同意が必要です（骨折または脱臼で緊急の場合を除く）。詳しくは、施術所などに確認してください。

支払方法 「受領委任※」という方法があります。この場合、書類に患者の署名が必要です。

※原則、患者が全額負担し、自ら保険者に費用を請求して支給を受けますが、柔道整復師などが患者に代わって保険者へ請求することで医療機関の受診時と同じように自己負担分だけで施術を受けることができる方法です

保険の対象とならない施術
・単なる肩こりや筋肉疲労に対する施術、疲労回復や疾病予防のための施術など
・医療機関（病院、診療所など）で同じ負傷などの治療を受けている間の施術

自分のことや身近な人のことで悩んでいるとき

問相談まるごとサポートデスク☎㉚5175

悩みをどこに相談したらいいか分からないときは、相談まるごとサポートデスクに相談してください。どんな悩みでも受け止め、一緒に困りごとを整理し、必要であれば支援機関につなぐなど、解決に向けて支援します。

ところ 山崎本社 みんなのあいプラザ3階

※詳しくは、市ホームページを確認してください

ひきこもりの相談

問ひきこもり支援ステーション「はつステ」☎㉚5175

ひきこもり状態にある本人やその家族などからの相談に対応します。

ところ 山崎本社 みんなのあいプラザ3階

※10月から、社会福祉協議会大野事務所でも相談可。（第4木曜日10時～15時）

※詳しくは、市ホームページを確認してください

成年後見制度に関する相談

問成年後見利用促進センター☎㉚5176

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力に不安のある人を支援する「成年後見制度」の相談を受け付けます。

ところ 山崎本社 みんなのあいプラザ3階

※詳しくは、二次元コードから確認してください